第４次
今別町男女共同参画プラン

～分かち合い　支え合う　町を目指して～

青森県今別町

目　　次

１．計画の目的　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．計画の性格　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３．計画の期間　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．基本目標及び重点目標　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

基本目標Ⅰ　男女行動参画社会に向けた意識づくり

重点目標１　男女共同参画の視点に立った意識改革

重点目標２　男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本目標Ⅱ　男女がともに参画する地域づくり　　・・・・・・・・・・４

重点目標３　地域における男女共同参画の推進

重点目標４　施策・方針決定の場への女性の参画推進

基本目標Ⅲ　男女がともに能力を発揮できる社会づくり　　・・・・・４

重点目標５　職場における男女の均等な機会と待遇の確保

重点目標６　職場と家庭・地域生活の両立支援

重点目標７　生涯を通じた心身の健康支援

基本目標Ⅳ　男女がともに人権を尊重する社会づくり　　・・・・・・５

重点目標８　性別によるあらゆる人権侵害の根絶

重点目標９　サポート体制の充実

１．計画の目的

この計画は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを目的としています。

男女の性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を大切にしながら、それぞれの能力が発揮できる男女共同参画の実現のため、更なる推進を図っていくことを目的とし、本計画を策定します。

２．計画の性格

この計画は、平成１１年度に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、今別町が男女共同参画を推進するための計画であり、「今別町新総合計画」の施策と「あおもり男女共同参画プラン」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策について、今後の方向性を定めていくものです。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画として、女性の職業生活における活躍を推進していくものです。

３．計画の期間

この計画の期間は、令和６年度から令和１５年度までの１０年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行います。

４．基本目標及び重点目標

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会に向けた意識づくり

一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、性別による固定的な役割分担の基づく意識が依然として残っており、リーダーや役員等の役割には男性が、家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動等の役割には女性が中心となっていることが多く、無意識のうちに性別による分担意識が生じることもあります。そのため、家庭や地域などのあらゆる分野で、また、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、性別にとらわれない一人ひとりの個性を尊重する意識づくりを行うことが重要です。働く女性が増える中、男女共同参画社会の実現には男性の家庭生活や育児などへの協力や参加が必要となります。

また、学校教育・社会教育において、基本的人権を尊重する教育、男女平等等の教育を推進し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画するための意識づくりを目指します。

重点目標１　男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画に関する啓発事業や町民が学習できる機会の提供を通して、学校や家庭、地域、職場などのあらゆる分野において男女平等を推進するとともに、男女共同参画に関する広報・啓発に積極的に取り組み、意識の向上を図ることが必要です。

施策

- 男女共同参画の視点に沿った男女の役割分担、慣習・慣行の見直し
- 町民の男女共同参画に関する正しい理解の促進

重点目標２　男女共同参画を推進する教育・学習の充実

地域の中で幅広い層に向けて実施する学習の機会に、男女共同参画に関する教育・学習の機会や情報を提供し、価値観の見直しや社会システムの変革を促進することが必要です。

施策

- 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
- 国際的な男女共同参画に関する理解の促進

基本目標Ⅱ　男女がともに参画する地域づくり

我が国の社会情勢は、少子高齢化、高度情報化、地方分権など大きな転換期を迎えており、町づくりにおいてもこれらを踏まえた新たな視点での取組が必要となっています。

安全で快適な地域社会を築いていくためには、様々な世代の男女がともにそれぞれの視点から参画し、価値観を反映させていくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、いまだに根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を見直し、政治や経済の分野だけでなく日常生活などのあらゆる分野において、政策の方針を決定する過程への女性の参画を推進し、男女がともに参画する地域づくりを目指します。

重点目標３　地域における男女共同参画の推進

地域活動において、男女がともに参画できる環境と地域の女性リーダーの育成などの支援が必要です。

施策

・男女共同参画による地域活動の促進
・女性の社会参加の促進と支援

重点目標４　政策・方針決定の場への女性の参画推進

あらゆる分野において、女性の意見が反映されるよう、女性自らの意思で行政の各種委員会等、政策・方針決定の場へ積極的に参画していける機会提供の取組が必要です。

施策

・各種審議会委員等への女性の登用の増加

基本目標Ⅲ　男女がともに能力を発揮できる社会づくり

女性にとっての職業生活の持続は、出産や育児を理由としてやむを得ず中断せざるを得ない機会が多く、加えて家庭内における家事・育児・介護の問題が負担となり、就業の断念につながっている状況があります。

女性が働くにあたって、その能力を高め、十分に能力を発揮できる環境をつくることは、女性だけではなく活力ある社会を形成するためにもきわめて重要な課題です。

このような課題を克服するため、性別に関わりなく、個人の能力に基づいた職場の環境と、働く女性が子どもを産み育てることができる環境の整備を進め、男女がともに職業生活と家庭生活の両立ができる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を行政はもとより、企業等へも働きかけ、男女がともに能力を発揮できる社会づくりを目指します。

重点目標５　職場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業者に対して性別に関わりなく、個人の能力に基づいた職場環境の整備を推進するよう働きかけることが必要です。

施策

・行政、企業、団体などにおける女性の登用と職域の拡大
・安心して出産・育児のできる職場環境の推進

重点目標６　職場と家庭・地域生活の両立のための支援

男女がともに職業生活や家庭生活・地域生活を両立し、安心して出産・育児ができる各種制度の充実を図ることが必要です。

施策

・男女の対等な家庭責任に対する理解と参画の促進
・育児休業や介護休暇制度の周知
・多様なニーズに対応した保育サービスの充実
・高齢者等介護体制の充実

重点目標７　生涯にわたる心身の健康支援

男女それぞれに特有の病気があることを理解し、生涯にわたり心身の健康の保持・増進を推進するための支援が必要です。

施策

・生涯を通じた男女の健康づくり
・各時期に応じた健康教育の推進

基本目標Ⅳ　男女がともに人権を尊重する社会づくり

近年、性犯罪・性暴力、ＤＶ（配偶者・パートナーからの暴力）や職場を中心としたセクシャル・ハラスメントなどが大きな社会問題となっています。この背景には固定的な意識や男女の経済格差などの社会状況があります。

このような状況を踏まえ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画として、女性に対する暴力等について各種制度の周知や広報、被害者の支援、女性をサポートする相談支援の充実を図り、男女がともに人権を尊重する社会づくりを目指します。

重点目標８　性別によるあらゆる人権侵害の根絶

DV やセクシャル・ハラスメント等を未然に防ぐための方策や被害者の支援体制の確立等、人権侵害の根絶に向けた総合的な施策が求められます。

施策

- DV 防止に向けた広報・啓発活動の促進
- DV 被害者への支援
- セクシャル・ハラスメントの防止に向けた取り組み

重点目標９　サポート体制の充実

関係機関とより充実した連携体制を確保し、安心して相談できる体制を確立する必要があります。また、DV やセクシャル・ハラスメント等の被害を受けた人が相談しやすいよう、サポート体制についても広く周知する必要があります。

施策

- 相談体制の充実
- 関係機関との連絡体制の構築
- 支援体制の周知